

九、職工往復乗船ノ件、出未得ル限リ改善ノ方付ヲトス
トス

十、人子圃ノ件ニ付犧牲者ヲ与サレルニトテ承認ス

大正十年五月廿九日付ヲ以テ申出相成候件ニ関シ回答セ
也

大正十年六月二日

其後実行委員ハ右短縮ノ交渉ヲ廢シ新ニ別記要求書
ヲ作製ノ上二日午後八時代表者少國照一外七名ハ會社々
長、氷田三十郎ノ自定ヲ訪問シ之ヲ提出シタルカ本要求書ハ
前同ト大差ナキモ更ニ本工場ノ如ク本分兩工場代表者名義
ヲ以テ提出シタルモノニテ其邊ノ利害干係ヲ有スル本分兩
工場提携ヲ策シ此舉ヲニ出テタルモノナリ

嘆願條項

- 一、團體交渉權ノ確認
- 二、請負制度ヲ改善セシメタキ事
- 三、工場内ノ衛生設備ノ改善（食堂、便所）
- 四、從來無^シク勤^シ三日^{以上}ニテ解雇^セラレシモノ今亦一週^{以上}ニ
サシタキ事
- 五、工場主ノ都合上止ラテ得ス職工ヲ解雇^{スル}場合ニハ左
ノ手續ヲ支給セシメタキ事
 - イ、一ケ年未満ハ日給ノ百二十日分
 - ロ、一ケ年以上三ケ年未満ハ日給ノ百八十日分
 - ハ、三ケ年以上ハ一ケ月三ケ日分ノ割合ヲ以テ計算
スルコト